

「小規模多機能ホームもやい志和」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東広島市指定 第 3492500024 号)

当事業所はご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 従業者の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）	11
7. 運営推進会議の設置	12
8. 事故発生時及び緊急時の対応方法	12
9. 協力医療機関、バックアップ施設	13
10. 非常災害時の対策	13
11. サービス利用にあたっての留意事項	14
12. 虐待防止における対策	14
13. 秘密保持の厳守	14
14. 身体拘束廃止に向けての取り組み	15
15. 感染症対策	15

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社ドリーム・アンド・ライフ
(2) 法人所在地 広島県東広島市志和町冠584番地
(3) 電話番号 082-433-3899
(4) 代表者氏名 取締役 久保田 勝彦
(5) 設立年月日 平成16年11月12日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業の目的 事業所の管理者、介護職員、看護職員及び介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホームもやい志和
- (4) 事業所の所在地 広島県東広島市志和町冠584番地
- (5) 電話番号 082-433-3836
- (6) 代表者氏名 久保田 勝彦
- (7) 管理者氏名 上杉 聡子
- (8) 運営方針 ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、居宅でいきいきとした暮らしができるように支援します。
- (9) 開設年月 平成19年4月1日
- (10) 登録定員 29人
(通いサービス利用定員 18人)
(宿泊サービス利用定員 9人)

(11) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋の利用を希望される場合は、その旨をお申し出ください。

ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室（固定）	7室	8.06 m ² ～9.05 m ²
	個室（可動）	2室	7.50 m ²
	合計	9室	
トイレ		4室	1.38 m ² ～2.43 m ²
食堂兼機能訓練室			53.29 m ²
台所			9.57 m ²
浴室・脱衣室			16.63 m ²
消防設備		誘導灯 3箇所 熱感知器 2箇所 スプリンクラー	消火器 2本 煙感知器 10箇所 火災自動通報装置

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 東広島市志和町、八本松町、西条町寺家

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前9時00分～午後5時00分
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後5時00分～午前9時00分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 従業者の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する従業者として以下の従業者を配置しています。

<主な従業者の配置状況>※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

	人数	区分				常勤換算後の員数	指定基準	職務の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1人		1			/	1	事業内容調整
介護支援専門員	1人		1			/	1	サービスの調整・計画作成
介護職員	14人	8	2	2	2	8以上	8	日常生活の介護・相談業務
(うち看護職員)	1人	1				/	1	健康チェック等の医務業務

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制
管理者	日勤 8時30分～17時30分
介護職員	早勤 7時00分～16時00分
看護職員	遅勤 10時00分～19時00分
	宿直 19時00分～翌10時00分
	夜勤 16時00分～翌10時00分
介護支援専門員	介護職員と兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の内、介護保険負担割合証記載の負担割合分が、ご利用者様の負担料金となり、残りが介護保険から給付されます。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。)に定めます。(5)参照)

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

・事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や支援、機能訓練を提供します。

① 食事

・食事の提供及び食事の介助を行います。
・調理場をご利用者が調理することができます。
・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

・入浴又は清拭を行います。
・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

・ご利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

・ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご利用者の希望により、居宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ ご利用者の居宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や支援、機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品及び水道・ガス、電気等は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や支援、機能訓練を提供します。

〈基本サービス費〉 (契約書第5条参照)

ア 通い・訪問・宿泊 (介護費用分)

基本サービス費は、ご利用者の要支援又は要介護度に応じた1ヶ月ごとの包括費用 (定額) です。(介護保険1割負担分)

(単位)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209

☆ 総介護利用単位数 × 10.17 = A (介護報酬)

A × 90% (80%・70%) = B (保険請求額)

A - B = C (利用者負担額)

- ・ 上記の単位は、介護保険の1割負担の単位です。
- ・ 介護保険負担割合証が2割の方は上記の保険請求額の計算式が80%となり、介護保険利用者負担額は2割となります。
また介護保険負担割合証が3割の方は上記の保険請求額の計算式が70%となり、介護保険利用者負担額は3割となります。

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

オ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1ヶ月につき）

サービス提供体制 強化加算Ⅱ	640 単位（1ヶ月あたり）
-------------------	----------------

- (1)職員総数における介護福祉士の占める割合が50%以上配置していること
 (2)職員に対し職員ごとの研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること
 (3)利用者に関する情報や留意事項の伝達又は職員の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること
 の要件を満たすことで、事業所に支払われる加算です。

カ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ（1ヶ月につき）

- ア.個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されていること。
 イ.日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。

総合マネジメント 体制強化加算Ⅰ	1200 単位（1ヶ月あたり）
---------------------	-----------------

キ 訪問体制強化加算（1ヶ月につき）

訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1月あたりの延べ訪問回数が一定以上ある事業所を評価する加算です。

訪問体制強化加算	1000 単位（1ヶ月あたり）
----------	-----------------

ク 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月につき）

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる為に創設された加算です。下記の計算式に基づいた加算分の自己負担が必要です。

- ① 要支援と認定された方(介護予防小規模多機能型居宅介護)：1ヶ月当りの料金
 $(サービス料金+サービス提供体制強化加算+総合マネジメント体制強化加算) \times 149 / 1000$

	サービス料金	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	総合マネジメント 体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算 Ⅰ
要支援1	3,450 単位	640 単位	1200 単位	所定単位数 ×149 / 1000
要支援2	6,972 単位			

- ② 要介護と認定された方(小規模多機能型居宅介護)：1ヶ月当りの料金
 (サービス料金+サービス提供体制強化加算+看護職員配置加算+認知症加算Ⅲもしくは認知症加算Ⅳ(認知症加算は該当のない方もおられます)+総合マネジメント体制強化加算+訪問体制強化加算) × 149 / 1000

	サービス料金	サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護職員配置加算Ⅰ	総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	認知症加算ⅢもしくはⅣ	訪問体制強化加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ
要介護1	10,458単位	Ⅱ：640単位	Ⅰ：900単位	1200単位	Ⅲ：760単位 Ⅳ：460単位	1000単位	所定単位数 ×149/ 1000
要介護2	15,370単位						
要介護3	22,359単位						
要介護4	24,677単位						
要介護5	27,209単位						

*1 上記の総単位数を、1単位10.17円(地域区分7級地)にて算出したご利用料金の内、介護保険負担割合証記載の負担割合分が、ご利用者様の負担料金となります。

*2 尚、サービス提供体制強化加算Ⅱ、総合マネジメント体制強化加算Ⅰ及び介護職員等処遇改善加算Ⅰについては区分支給限度額には含まれません。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、ご利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要とご利用料金>

ア 食事の提供(食事代・おやつ代)

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：350円 昼食：550円 おやつ：100円 夕食：550円

イ 宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊に要する費用です。

1泊につき 1,800円 (光熱水費を含みます)

ウ 通常の事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご利用者に対して訪問サービスを行う場合に要する交通費及び通いサービスを行う場合の送迎に要する費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり20円徴収します。

エ おむつ代 140円/枚

オ 尿とりパット代 25円/枚

カ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ご利用料金：材料代等の実費をいただきます。

☆ サービス概要及び利用料金の額を変更する場合には、あらかじめご利用者又はご利用者のご家族に対し、事前に文書でご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前項（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しますので、次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行振込み
- ③ 自動口座引落とし

【銀行振込の場合】

広島中央農業協同組合 志和支店
普通預金 7994-405 0005105
有限会社 ドリーム・アンド・ライフ
取締役 久保田 勝彦

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合がありますので、ご了承ください。

☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし「ご利用者が体調不良等により連絡できなかった」等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

※通いのみ利用の場合

利用予定日の午前8時30分までに申し出があった場合	無料
---------------------------	----

利用予定日の午前8時30分までに申し出がなかった場合	利用予定日の昼食、おやつ代
※宿泊利用の場合	
利用予定日の午前8時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の午前8時30分までに申し出がなかった場合	利用予定日の昼食、おやつ代、夕食と翌日の朝食代金

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、居宅での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、その実施状況を評価し、ご利用者又はご利用者のご家族へその内容を説明します。

また、当該計画については、ご利用者から同意を得るとともに、交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

苦情を解決するための体制・手順は以下の通りです。

- (1) 苦情受付担当者は受け付けた苦情について「苦情等受付書」を作成し、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます。第三者委員は苦情の内容を確認後、「苦情等受付報告書」を作成し、報告を受けた旨を苦情申出人に通知します。
- (2) 苦情解決責任者は苦情の解決にむけて、苦情申出人と誠意をもって話し合います。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の通りとします。
 - ・ 第三者委員による苦情内容の確認
 - ・ 第三者委員による解決案の調整及び助言
- (3) 苦情申出人に対し改善を約束した事項について、苦情解決責任者は苦情申出人及び第三者委員に対して、「苦情等解決報告書」を作成し、措置の結果等を報告します。
- (4) 苦情等の申出の状況及びその解決結果等について、事業所全体で共有するとともに、解決結果について、個人情報に関するものを除き、「事業報

告書」に掲載し、公表します。

当事業所に対する苦情やご相談は以下で承ります。

- 苦情担当窓口
- | |
|------------------|
| 小規模多機能ホームもやい志和 |
| 管理者 上杉 聡子 |
| 電話 082-433-3836 |
| FAX 082-433-3893 |
| 受付時間 9:30～16:00 |
- 第三者委員
- | |
|-----------------|
| 東広島市民生委員 酒井 登 |
| 電話 082-433-3376 |

- 苦情解決責任者
- | |
|-----------------|
| 小規模多機能ホームもやい志和 |
| 取締役 久保田 勝彦 |
| 電話 082-433-3899 |

(3) 行政機関その他苦情受付機関

東広島市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 東広島市西条栄町 8-29 電話番号 082-420-0937 受付時間 8時30分～17時15分
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 受付時間 8時30分～17時15分

7. 運営推進会議の設置

事業所が地域に密着し、また、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置し、小規模多機能型居宅介護の提供に関して、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営をします。

〈運営推進会議〉

構成：ご利用者、ご利用者のご家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：おおむね2ヶ月に1回開催します。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 事故発生時及び緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法

小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご

利用者のご家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、ご利用者又はご利用者のご家族に過失がある場合はこの限りではありません。

事故が発生した場合は、その事故の状況、事故に際して採った処置及び経過について記録するとともに、その原因の分析、再発防止のための対策を講じます。

(2) 緊急時の対応方法

小規模多機能型居宅介護の提供中に、ご利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、ご利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じるとともに、ご利用者のご家族に速やかに連絡させていただきます。

また、緊急時に対応するために、主治医及び緊急連絡先は、あらかじめ確認をさせていただきます。

病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医療機関名	所在地及び電話番号
三木医院	所在地 東広島市志和町別府 1324
	電話番号 082-433-2501
やまがた歯科医院	所在地 東広島市志和町七条椀坂 1436-14
	電話番号 082-433-5454

介護老人保健施設	所在地及び電話番号
葵の園 東広島	所在地 東広島市西条町寺家 800
	電話番号 082-422-9200

10. 非常災害時の対策

(1) 非常災害時の対応

小規模多機能型居宅介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 訓練等

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画

を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を次項のとおり定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(3) 消防計画等

消防署への届出日：平成19年3月19日
防火管理者：代表者 久保田 勝彦

(4) 防犯防火設備・避難設備等の概要

- ・誘導灯 3箇所
- ・消火器 2本
- ・熱感知器 1箇所
- ・煙感知器 6箇所
- ・スプリンクラー
- ・火災自動通報装置

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ア サービス利用の際には、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を提示してください。
- イ ご利用者及びそのご家族は、小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けてください。
- ウ 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- エ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- オ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- カ 事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- キ 非常災害避難時は、従業者の指示に従ってください。

12. 虐待防止における対策

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため指針を整備し次の措置を講ずるものとする。

- ア 虐待の防止のための対策を検討する担当者を設け、委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
- イ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ウ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- エ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

もやい志和 虐待防止担当者 上杉 聡子

13. 秘密保持の厳守

事業所は、自らが作成または取得し保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密は、厳守します。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様と致します。サービス担当者会議等、サービスを提供する上で必要な場合は、お客様やご家族の個人情報を用いることがありますので、ご了承ください。事業所で作成、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また実費にて複写することもできます。

14. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- (1) サービス提供にあたり、利用者自身や他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- (3) 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を3か月毎に開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

15. 感染症対策

- (1) 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施します。
- (3) 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能ホームもやい志和

説明者

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

ご利用者

住所

氏名

印

ご利用者のご家族
(続柄) 住所
氏名

印

※ この重要事項説明書は、「東広島市指定地域密着型サービス事業の人員・設備・運営に関する基準を定める条例」に、基づき利用申込者、またはその家族への重要事項説明のために、作成したものです。

平成 24 年 12 月 20 日 条例第.34 号 (平成 30 年 6 月 29 日施行)

第 2 節 人員に関する基準

第 3 節 設備に関する基準

第 4 節 運営に関する基準